

道路特定財源の確保に関する意見書

鳥取県では鳥取自動車道や山陰道の整備が鋭意進められているが、全国の県庁所在都市の中で高速道路がないのは、唯一本市のみであり、いまだ県内整備率は約36%と、全国最下位である。

そのため、鳥取県の経済は低迷を続け、有効求人倍率も回復せず、若者が職を求めて都会へ流出し、高齢化が一層進むなど地域が疲弊し、地域間格差が益々拡大するという負の連鎖に陥っている。

本市においては、防災対策、通学路の整備や安全対策など市民生活に欠かすことのできない道路整備を鋭意行っている。

また、橋梁やトンネルなどの道路施設の老朽化が進んでおり、その維持管理も行わなければならない、その費用も年々増大している。

こうした中、仮に現行の道路特定財源の暫定税率が廃止された場合、地方においては約9,000億円の税収の減が生じ、さらに地方道路整備臨時交付金制度も廃止された場合には、合わせて1兆6,000億円規模の減収が生じることとなる。

こうしたこととなれば、本市では7億3,588万円の減収が生じることとなり、厳しい財政状況の中で、道路の新設はもとより、着工中の事業の継続も困難となるなど、本市の道路整備は深刻な事態に陥ることになる。

さらには、危機的状況にある本市の財政運営を直撃し、教育や福祉といった他の行政サービスの低下など市民生活にも深刻な影響を及ぼしかねないことにもなる。

よって、国においては、現行の道路特定財源の暫定税率を堅持し、関連法案を年度内に成立させるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月6日

鳥取市議会議長 上杉栄一

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 様
財務大臣
国土交通大臣
内閣府特命担当大臣
(経済財政政策)
内閣官房長官